

明 細 書

作成日 平成 28 年 7 月 8 日

更新日 令和 4 年 3 月 1 日

1 作成者

アキタケンオオダテシネグトシンマチ

住所（フリガナ）：（〒017-0864）秋田県大館市根下戸新町 7 番 2 2 号

アキタキタノウギョウキョウドウクミアイ

名称（フリガナ）： あきた北農業協同組合

代表者（管理人）の氏名： 代表理事組合長 虻 川 和 義

ウェブサイトのアドレス：<http://www.ja-akitakita.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 7 類 野菜加工品類

区分に属する農林水産物等：その他第 1 号から前号までに掲げるもの以外の
野菜加工品（とんぶり）

3 農林水産物等の名称

オオダテ

名称（フリガナ）：大館 とんぶり

4 農林水産物等の生産地

生産地の範囲：秋田県大館市

5 農林水産物等の特性

とんぶりは、アカザ科ホウキギ属の一年草であるホウキギ（ホウキグサ）の成熟果実を原料としそれを加熱加工したものの名称である。過去には、ホウキギの茎がホウキ（箒）の材料として利用されていたことから各地で栽培されていたが、現在の大館市一帯には、果実を食用とする習慣があった。

とんぶりは加工が難しいことなどから国内他地域での生産は普及せず、「大館とんぶり」＝「秋田の特産品」として広く知られている。

大館とんぶりは、直径 1～2mm 程度の粒状で、味は無味無臭であるが、食感を楽しむ食材として使われることが多く、いわゆる「畑のキャビア」などとも呼ばれるように、プチプチとした如何にも魚の卵に感じられる歯触りが絶妙で、新物の出る 10 月になると県内外の多くのファンから注文がくるほどの人気がある。

現在、国内で商品としてのとんぶりを継続して生産・出荷している産地は大館市のみといわれている。

「とんぶり」の名の由来については「ぶりこ（秋田の県魚ハタハタの卵）に似た、唐伝来のもの」を意味する「とうぶりこ（唐ぶりこ）」が省略され、転訛したものとす
る秋田の方言説が有力であるといわれている。

6 農林水産物等の生産の方法

「大館とんぶり」の生産方法は以下のとおりである。

（１）原料

原料には、生産地（大館市）において栽培されたハウキギの実（種子）を使用
する。

原料の収穫時期に合わせ、播種（概ね４月～５月）・移植（概ね５月～６月）
を行う。

ハウキギの実はコンバイン等で収穫し、一週間ほど天日または乾燥機を利用し
乾燥する。

（２）加工の方法

原料には、よく乾燥させた実（種子）を用いる。

- ① 釜で十分に煮る
- ② 約 24 時間、湯温で処理し、実をふやかす
- ③ 実を揉み、果皮（外皮）を取り除く
- ④ 脱水処理する

（３）最終製品としての形態

大館とんぶりの最終製品としての形態は野菜加工品（とんぶり）である。

7 農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられるものであることの理由

かつては、日本各地で「ハウキ（箒）」を作るためハウキギが栽培されていた。大館
市を流れる米代川流域でも、ハウキギ栽培が盛んであったが、やがて、国内での箒生産
量が減少するのにともない、ハウキギ栽培も衰退していった。しかし、現在の大館市一
帯には、江戸時代からハウキギの実を食用とする習慣があったといわれており、ハウキ
ギの栽培やとんぶりの加工の生産技術が現在に至るまで継承されている。

ハウキギは、風が強い地では、風に実を落とされてしまい、効率よく実を収穫するこ
とができない。しかし、ハウキギ栽培の主産地である大館市比内地区は山に囲まれ、風
が少ないため、実を得るための栽培に適しており、また、同地区の米代川の支流である
炭谷川流域では、集落の各所で、とんぶり加工に必要な豊富な湧き水に恵まれているな
ど、自然条件の面でも大館とんぶりの生産に適している。

加工用機械の開発や流通利便性の発展とともに大館とんぶりは全国的に周知され、作
付面積は昭和 55 年当時 40ha だったものが、最盛期の平成 2 年には 95ha と倍以上の面
積の拡大があった。現在、市場では、他産地産のとんぶりが流通しているという情報が

無く、全てが大館とんぶりであるといわれている。

8 農林水産物等がその生産地において生産されてきた実績

古くは江戸時代にはとんぶりを食する習慣があったとされている。

もっぱら、農家が自家消費で食していたと考えられるが、昭和 48 年に市内にとんぶり加工場がつくられ、商品として安定した出荷ができるようになったことなどをきっかけに、大館とんぶりは全国的に周知され、栽培・加工量が増加し、現在に至るまで生産を継続している。

作付面積は昭和 55 年当時 40ha だったものが、最盛期の平成 2 年には 95ha に拡大したが、現在は、農家の高齢化・担い手不足により 21ha まで減少している。

9 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無等

(1) 法第 13 条第 1 項第 4 号ロ該当の有無

申請農林水産物等の名称は、法第 13 条第 1 項第 4 号ロに

☐ 該当する

商標権者の氏名又は名称：

登録商標：

指定商品又は指定役務：

商標登録の登録番号：

商標権の設定の登録（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、商標権の設定の登録及び存続期間の更新登録）の年月日：

☒ 該当しない

(2) 法第 13 条第 2 項該当の有無（(1) で「該当する」欄にチェックを付した場合に限る。）

☐ 法第 13 条第 2 項第 1 号に該当

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第 13 条第 2 項第 2 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

☐ 専用使用権は設定されていない。

☐ 法第 13 条第 2 項第 3 号に該当

【商標権】

商標権者の承諾の年月日：

【専用使用権】

- ☐ 専用使用権は設定されている。

専用使用権者の氏名又は名称：

専用使用権者の承諾の年月日：

- ☐ 専用使用権は設定されていない。

10 連絡先（文書送付先）

Age Group	Percentage
18-29	78%
30-49	72%
50-69	65%
70+	58%
18-29	78%
30-49	72%
50-69	65%
70+	58%